

議案第 132 号 伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【質疑】

委員からの「へき地診療手当を 15 日以上勤務したときとすることと、往診手当を 1 件 6000 円とすることの根拠は。」との質疑に対し、当局から「へき地診療手当については、平均勤務日数の概ね 4 分の 3 以上としている。往診手当については、これまでは報償費として山田診療所の医師に月額 6 万円、阿波診療所の医師に月額 10 万円を支出していた。過去 3 年間の往診件数の実績から計算した。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 133 号 伊賀市保育所条例の一部改正について

【質疑】

委員からの諏訪保育所の跡地や備品、遊具等の利活用についての質疑に対し、「跡地については、地域の方とも話し合っているところであり、今後の課題と認識している。」「備品については、他の保育所等の備品として利活用したい。」「遊具については、持ち運びが困難であり、劣化状況等を調査する必要もある。」との答弁がありました。

また、「現在入所している児童への対応は。」との質疑に対し、「市内の保育園へ通園いただくこと等で対応している。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

賛成の立場から、「備品等の有効活用は大事である。他の保育所等での活用とともに、地域での活用も検討し、さらなる有効活用を図りたい。」との意見があり、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 134 号 伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

【質疑】

委員からの時間延長等に伴う利用料金に関する質疑に対し、「平日の延長利用については、延長時間が 30 分であっても一日 200 円である。夏休み等の早朝利用に対する加算はない。」との答弁がありました。

次に、アンケート結果とその対応についての質疑に対し、「今回の条例改正は、保護者アンケートでの要望を受け、その課題解消を図るために行うものである。しかし、時間延長等を行うには指導員の確保という課題があり、運営団体との協議が必要となる。」との答弁がありました。

さらに、「指導員の確保等に対する市の考えは。」との質疑に対し、「それぞれの運営団体への聴き取りも行ったが、指導員の確保は厳しい状況である。市としても指導員の確保のため、情報提供に努めていきたい。なお、今回の条例改正は、すべての放課後児童クラブで時間延長等を実施するものではなく、まずはモデル的に平日延長を 2 ヶ所、早

朝を1ヶ所で実施し、その状況を見て検討していきたい。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第135号 いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部改正について

【質疑】

委員からの「それぞれの施設の利用状況は。」との質疑に対し、「例えば、ハイトピアについては、施設使用者が入場料を徴収したというようなケースは12件と件数も少ないので、あまり大きな影響はないと考えている。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

反対の立場から、「消費税増税に対応するための条例改正であり、経済状況が厳しい中、消費税を4月に上げてほしくないといった声もある。」との意見がありましたが、本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第136号 伊賀市国民健康保険診療所条例等の一部改正について

【質疑】

委員からの「上野総合市民病院に係る条例改正のうち、病室特別使用料の区分にある消費税法別表第1第8号に係る場合とは。」との質疑に対し、「消費税法第6条に非課税に関する規定があり、医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等は非課税となる。」との答弁がありました。

また、「国民健康保険診療所に係る条例改正のうち、証明書料（簡単）は210円のままであるのはなぜか。」との質疑に対し、「消費税の計算方法によるもので、216円となるが10円未満は切り捨てて210円とするものである。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

反対の立場から、「消費税引き上げに伴う議案であり、市民負担を増やすということになる。」との意見がありましたが、本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第137号 伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について

【質疑】

委員からの各分館の管理に関する質疑に対し、「それぞれの公民館長が分館長を兼務する。」との答弁がありました。

次に、「蔵書が飽和状態になっている上野図書館の今後のあり方は。」との質疑に対し、「現在、新図書館建設計画検討委員会で検討いただいている。」との答弁がありました。

また、分館への予算措置と機能充実に関する質疑に対し、「図書館費の中に分室費を設けたい。また、検討委員会では分館のあり方も含めて検討いただいているので、その中で方向性を示していきたい。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

賛成の立場から、「地域格差があると思う。検討委員会の委員は上野地域の方が多いと

のことであるが、伊賀市全体の中で図書館がどうあるべきかを考えていくことが重要である。利用者や市民の声をしっかり聞いてほしい。」といった意見があり、本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 143 号 指定管理者の指定について（きらめき工房いが、きらめき工房あおやま）

【質疑】

委員からの「利用者の送迎車の更新はどのようにしているのか。」との質疑に対し、「平成 25 年度より購入ではなく、指定管理料の中でリースにより対応しており、今後もそのようにしていきたい。」との答弁がありました。

次に、「5 条適用の理由は。」との質疑に対し、「5 年前に市直営から指定管理者制度による管理運営に移行するにあたり、保護者が強い不安を抱かれたが、現在の指定管理者が利用者に寄り添った支援をしていただき、利用者や保護者との関係が密になり、利用者も落ち着かれている現状である。今回、仮に別の法人や事業所になれば、利用者や保護者が不安になる要素が大きい。さらに、この法人については、阿山ホーム、伊賀ホームの指定管理者でもあり、昼夜を問わず一貫したサービスの向上が見込まれるため、5 条適用とした。」との答弁がありました。

また、「決算額に対し見込額が増えているのはなぜか。」との質疑に対し、「送迎車と AED のリース料、国の基金事業として別に支払われていた福祉・介護職員の処遇改善補助金が障害福祉サービス報酬の改定により、処遇改善加算として市を経由して障害者自立支援給付費に加算されることとなったためである。」との答弁がありました。

さらに、利用者や保護者の満足度についての質疑に対し、「年 2 回開催される運営委員会において、保護者から直接意見を聞いている。また平成 23 年度にはアンケート調査を実施した。これらを踏まえ、市と指定管理者とで改善点について協議した。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 144 号 指定管理者の指定について（放課後児童クラブ第 2 フレンズうえの）

【質疑】

委員からの「平成 27 年度に始まる子ども子育て支援新制度によって、放課後児童クラブに影響はあるのか。」との質疑に対し、「現在国が進めている子ども子育て会議で検討されている段階であり、指針等はまだ示されていないが、市としては、子どもや保護者が安心できる体制づくりをモットーに進めたい。」との答弁がありました。

また、「放課後児童クラブの管理運営状況は。」との質疑に対し、「市内に 14 ヶ所の放課後児童クラブを設置しているが、社会福祉法人や公益社団法人のほか、児童の保護者が中心となって運営されているところや民生委員・児童委員や地区の役員が中心となって運営されているところ等がある。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 145 号 指定管理者の指定について（栄楽館）

【質疑】

委員からの「当該施設の利用状況は。」との質疑に対し、「利用者、見学者を合わせ、年間の入場者数は 5000 人を超えている。」との答弁がありました。

次に、「決算額に対し見込額が増えているのはなぜか。」との質疑に対し、「これまでは伊賀上野交流研修センターとともに 5 人の交代制で管理運営がなされてきたが、今回栄楽館のみの管理運営となることと、消費税の増税分等である。なお、栄楽館については 3 人の交代制となる。」との答弁がありました。

また、「選定に際し、付された意見への対応策は。」との質疑に対し、「人員を減らすことは困難であるが、自主事業での努力や適正管理の中で修繕料を減らすこと等を考えていく必要がある。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

賛成の立場から、「これまでは伊賀上野交流研修センターとあわせて指定管理を行ってきたが、今回栄楽館のみとなることにより、人員配置を見直す必要があるとのことである。しかし、市がそのことを斟酌する必要は基本的にはないと考える。当該施設の管理運営のための適正な指定管理料を算出されるよう求める。」といった意見がありました。

一方、反対の立場から、「当該施設の管理運営にそれだけの人員が必要だとは思えない。」との意見がありました。が、本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 146 号 指定管理者の指定について（史跡旧崇廣堂、旧小田小学校本館、入交家住宅）

【質疑】

委員からの「入館者数の状況は。」との質疑に対し、当局から具体的な数値が示され、いずれの施設も過去 3 年間、増加傾向にある旨の答弁がありました。

次に、「それぞれいつ建てられたものか。また耐震の状況は。」との質疑に対し、「旧崇廣堂と入交家住宅は江戸後期、旧小田小学校本館は明治期に建てられたもので、いずれも木造の建造物であるため、耐震はない。」との答弁がありました。

また、「決算額に対し見込額が増えているのはなぜか。選定に際し、付された意見への対応策は。」との質疑に対し、「消費税の増税等である。現在、指定管理料の抑制を検討しているところである。具体的には閑散期に閉館日を設ける等により、人件費を削減すること等である。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 147 号 指定管理者の指定について（名勝及び史跡城之越遺跡）

【質疑】

委員からの「体験型事業への参加者は。」との質疑に対し、「小学生を中心とした児童とその保護者が多い。学校の体験活動などで遠足や社会見学等でも実際に活用しているが、今後も大いに活用していきたい。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 148 号 指定管理者の指定について（韮田地区介護予防拠点施設いきいきセンター）

【質疑】

委員からの「当該団体は法人格を有しているのか。地域の意向は。」との質疑に対し、「法人格は有していない。地域の代表者に聴き取りを実施しており、地域のコミュニティの場としても使われている。」との答弁がありました。

また、「当該施設の管理運営状況は。」との質疑に対し、「指定管理料 40 万円と施設の使用料 8 万 5000 円で概ね賄われている。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

特に意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 149 号 指定管理者の指定について（大山田福祉センター）

【質疑、討論及び審査の結果】

特に質疑、意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 160 号 工事請負契約の締結について

【質疑】

委員からの「辞退者の辞退理由は。」との質疑に対し、当局から「配置を予定していた技術者の別の持ち分の工事が延長となり、配置できないためと聞いている。」との答弁がありました。

次に、「工事費の内訳は。」との質疑に対し、「建築工事が 9 割、解体工事と外構工事が概ね残りの半々と聞いている。」との答弁がありました。

また、「台風 18 号では当該保育所の付近でも被害があったようであるが、かさ上げ等の対応は検討したのか。」との質疑に対し、「過去の台風による被害状況については、地元からも聞いている。約 20 cm の基礎としているが、あまり高くするとスロープの勾配がとれない。」との答弁がありました。

また、送迎車の進入路や駐車場、園庭の確保についての質疑に対し、当局から図面により一定の説明があり、「道路の幅員が狭く一部対向しづらいところもあるが、電柱の移設等で対応したい。」「定員が 60 人から 90 人に増えることも踏まえ、園庭を確保する必要もあり、園舎を 2 階建てとした。」との答弁がありました。

【討論及び審査の結果】

賛成の立場から「所長と協議し設計に至ったとのことであるが、保護者や地域住民の意見も聞いて、立派な園舎となるよう配慮されたい。」との意見があり、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。